

令和4年度

予 算 書

長 岡 市

# 目 次

議案第8号	令和4年度長岡市一般会計予算	1
議案第9号	令和4年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算	特1
議案第10号	令和4年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算	特5
議案第11号	令和4年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算	特8
議案第12号	令和4年度長岡市介護保険事業特別会計予算	特11
議案第13号	令和4年度長岡市診療所事業特別会計予算	特14
議案第14号	令和4年度長岡市浄化槽整備事業特別会計予算	特18
議案第15号	令和4年度長岡市下水道事業会計予算	特22
議案第16号	令和4年度長岡市水道事業会計予算	特28
議案第17号	令和4年度長岡市簡易水道事業会計予算	特34

# 一 般 会 計

## 令和4年度長岡市一般会計予算

令和4年度長岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,978,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		<b>36,492,000</b>
	1 市 民 税	15,186,000
	2 固 定 資 産 税	16,657,000
	3 軽 自 動 車 税	945,000
	4 市 た ば こ 税	1,600,001
	5 鉱 産 税	490,001
	6 入 湯 税	25,001
	7 都 市 計 画 税	1,588,997
2 地 方 譲 与 税		<b>1,270,001</b>
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	300,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	900,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	70,000
3 利 子 割 交 付 金		<b>25,000</b>
	1 利 子 割 交 付 金	25,000
4 配 当 割 交 付 金		<b>130,000</b>
	1 配 当 割 交 付 金	130,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		<b>150,000</b>
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	150,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		<b>560,000</b>
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	560,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		<b>6,670,000</b>
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6,670,000
8 ゴルフ場利用税交付金		<b>30,000</b>
	1 ゴルフ場利用税交付金	30,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		<b>79,000</b>
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	79,000
10 地 方 特 例 交 付 金		<b>275,000</b>
	1 地 方 特 例 交 付 金	250,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	25,000
11 地 方 交 付 税		<b>28,820,000</b>
	1 地 方 交 付 税	28,820,000

(単位 千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		<b>30,000</b>
	1 交通安全対策特別交付金	30,000
13 分担金及び負担金		<b>420,365</b>
	1 分 担 金	2,758
	2 負 担 金	417,607
14 使用料及び手数料		<b>1,716,811</b>
	1 使 用 料	748,339
	2 手 数 料	968,472
15 国 庫 支 出 金		<b>20,274,245</b>
	1 国 庫 負 担 金	11,949,605
	2 国 庫 補 助 金	8,270,355
	3 委 託 金	54,285
16 県 支 出 金		<b>8,581,861</b>
	1 県 負 担 金	5,089,525
	2 県 補 助 金	2,625,591
	3 委 託 金	866,745
17 財 産 収 入		<b>329,671</b>
	1 財 産 運 用 収 入	215,842
	2 財 産 売 払 収 入	113,829
18 寄 附 金		<b>2,100,003</b>
	1 寄 附 金	2,100,003
19 繰 入 金		<b>1,338,118</b>
	1 基 金 繰 入 金	1,338,118
20 繰 越 金		<b>1</b>
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		<b>8,385,524</b>
	1 延滞金、加算金及び過料	52,001
	2 市 預 金 利 子	50
	3 貸付金元利収入	7,278,607
	4 受託事業収入	25,591
	5 雑 入	1,029,275
22 市 債		<b>14,300,400</b>
	1 市 債	14,300,400
歳 入 合 計		<b>131,978,000</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		<b>524,333</b>
	1 議 会 費	524,333
2 総 務 費		<b>15,381,635</b>
	1 総 務 管 理 費	13,253,762
	2 徴 税 費	882,972
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	757,898
	4 選 挙 費	358,527
	5 統 計 調 査 費	45,423
	6 監 査 委 員 費	83,053
3 民 生 費		<b>40,635,926</b>
	1 社 会 福 祉 費	18,599,406
	2 児 童 福 祉 費	19,987,593
4 衛 生 費		<b>9,787,860</b>
	1 保 健 衛 生 費	5,700,799
	2 清 掃 費	3,728,422
5 労 働 費		<b>367,513</b>
	1 労 働 諸 費	367,513
	6 農 林 水 産 業 費	
1 農 業 費		2,918,249
2 林 業 費		179,442
7 商 工 費		<b>5,124,831</b>
	1 商 工 費	5,124,831
	8 土 木 費	
1 土 木 管 理 費		803,348
2 道 路 橋 り よ う 費		5,601,277
3 河 川 費		463,482
4 港 湾 費		3,476
5 都 市 計 画 費		10,162,415
6 住 宅 費	4,977,948	

(単位 千円)

款	項	金 額
9 消 防 費		<b>7,276,653</b>
	1 消 防 費	7,276,653
10 教 育 費		<b>8,923,177</b>
	1 教 育 総 務 費	2,145,288
	2 小 学 校 費	2,626,569
	3 中 学 校 費	1,510,132
	4 幼 稚 園 費	42,191
	5 総 合 支 援 学 校 費	150,922
	6 社 会 教 育 費	1,305,363
11 公 債 費		<b>18,772,019</b>
	1 公 債 費	18,772,019
12 予 備 費		<b>50,000</b>
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		<b>131,978,000</b>

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	栃尾地域 交流拠点施設駐車場 整備事業	360,000	令和4年度	144,000
				令和5年度	216,000
10 教育費	6 社会教育費	中央図書館施設設備 改修事業	67,000	令和4年度	25,800
				令和5年度	41,200

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新斎場火葬炉整備事業費	令和 4 年度 から 令和 9 年度 まで	210,000
米百俵プレイスマライエ長岡整備事業費	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	80,000
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業経営支援借換 対応特別融資について行う信用保証に対する損失補償	令和 4 年度 から 令和 14 年度 まで	3,750
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業連鎖倒産防止 対策資金について行う信用保証に対する損失補償	令和 4 年度 から 令和 14 年度 まで	1,650
「長岡産業交流会館」改修工事の元利償還金補助	令和 4 年度 から 令和 14 年度 まで	64,000
米百俵プレイスマライエ長岡運営事業費	令和 4 年度 から 令和 7 年度 まで	254,100



第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
普通財産整備事業	5,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政府 資金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、その融資 条件による。銀行その他の場合 は、その債権者と協定する。た だし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮もしく は繰上償還又は借換えをす ることができる。
支所庁舎整備事業	54,600			
長岡造形大学整備事業	172,200			
地域情報通信基盤整備事業	75,200			
リリックホール整備事業	37,100			
文化センター整備事業	13,700			
町内公民館整備事業	5,200			
コミュニティセンター整備事業	111,200			
地域会館等整備事業	40,800			
旧公民館解体事業	5,500			
栃尾地域交流拠点施設整備事業	128,000			
老人福祉施設整備事業	5,500			
デイサービスセンター整備事業	7,900			
社会福祉施設整備事業	17,700			
保育所整備事業	34,700			
児童福祉施設整備事業	216,000			
新斎場整備事業	127,200			
健康センター整備事業	1,500			
廃棄物処理施設整備事業	124,700			
旧廃棄物処理施設解体事業	1,700			
県営土地改良事業	179,600			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
団体営土地改良事業	28,100			
林業施設整備事業	13,700			
観光施設整備事業	78,100			
建設発生土処理場整備事業	33,700			
道路橋りょう整備事業	2,016,400			
河川整備事業	312,000			
急傾斜地崩壊対策事業	25,700			
街なみ環境整備事業	64,700			
交通関連施設整備事業	20,100			
市街地再開発事業	2,199,300			
公園整備事業	60,900			
公営住宅建設事業	176,300			
消防施設整備事業	981,300			
除雪機械整備事業	66,800			
道路消雪施設整備補助事業	52,500			
小学校整備事業	144,600			
中学校整備事業	88,300			
総合支援学校整備事業	1,500			
社会教育施設整備事業	138,500			
体育施設整備事業	137,800			
過疎地域持続的発展特別事業	239,400			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	1,840,000			
借換債	4,215,200			
計	14,300,400			

# 国民健康保険事業特別会計

## 令和4年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度長岡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,823,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		<b>4, 242, 158</b>
	1 国民健康保険料	4, 242, 158
2 国民健康保険税		<b>138</b>
	1 国民健康保険税	138
3 使用料及び手数料		<b>2, 093</b>
	1 手 数 料	2, 093
4 国庫支出金		<b>456</b>
	1 国庫補助金	456
5 県支出金		<b>17, 219, 757</b>
	1 県補助金	17, 219, 757
6 財産収入		<b>171</b>
	1 財産運用収入	171
7 繰入金		<b>2, 284, 944</b>
	1 一般会計繰入金	1, 934, 944
	2 基金繰入金	350, 000
8 繰越金		<b>1</b>
	1 繰越金	1
9 諸収入		<b>53, 882</b>
	1 延滞金、加算金及び過料	24, 107
	2 雑 入	29, 775
10 市 債		<b>19, 500</b>
	1 市 債	19, 500
歳 入 合 計		<b>23, 823, 100</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		<b>290, 426</b>
	1 運営協議会費	515
	2 総務管理費	251, 214
	3 医療費適正化特別対策事業費	20, 453
4 保険料徴収費		<b>18, 244</b>
	1 療養諸費	17, 451, 595
	2 移送費	101
	3 出産育児一時金	44, 123
2 保険給付費		<b>17, 520, 687</b>
	4 葬 祭 費	24, 250
	5 傷病手当金	618
	6 国民健康保険事業費納付金	<b>5, 689, 043</b>
	1 医療給付費	3, 873, 197
3 国民健康保険事業費納付金		<b>5, 689, 043</b>
	2 介護納付金	425, 857
	3 後期高齢者支援金	1, 389, 989
4 保健事業費		<b>211, 557</b>
	1 保健事業費	211, 557
5 基金積立金		<b>171</b>
	1 基金積立金	171
6 公 債 費		<b>5, 108</b>
	1 公 債 費	5, 108
7 諸支出金		<b>105, 108</b>
	1 償還金及び還付加算金	24, 265
	2 繰 出 金	80, 843
8 予 備 費		<b>1, 000</b>
	1 予 備 費	1, 000
歳 出 合 計		<b>23, 823, 100</b>

## 第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国民健康保険 寺泊診療所 整備事業	19,500	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。

# 国民健康保険寺泊診療所事業特別会計

## 令和4年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算

令和4年度長岡市の国民健康保険寺泊診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田 達 伸



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		<b>32,443</b>
	1 外 来 収 入	30,980
	2 その他の診療収入	1,463
2 使用料及び手数料		<b>84</b>
	1 使 用 料	4
	2 手 数 料	80
3 繰 入 金		<b>80,843</b>
	1 他 会 計 繰 入 金	80,843
4 繰 越 金		<b>1</b>
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		<b>329</b>
	1 雑 入	329
歳 入 合 計		<b>113,700</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		<b>67,569</b>
	1 施 設 管 理 費	67,569
2 医 業 費		<b>45,631</b>
	1 医 業 費	45,631
3 予 備 費		<b>500</b>
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		<b>113,700</b>

# 後期高齢者医療事業特別会計

## 令和4年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度長岡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,153,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		<b>2, 4 4 3, 8 7 1</b>
	1 後期高齢者医療保険料	2, 4 4 3, 8 7 1
2 使用料及び手数料		<b>1 2 1</b>
	1 手 数 料	1 2 1
3 繰 入 金		<b>6 9 5, 3 5 2</b>
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6 9 5, 3 5 2
4 繰 越 金		<b>1</b>
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		<b>1 4, 5 5 5</b>
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑 入	1 4, 5 5 4
歳 入 合 計		<b>3, 1 5 3, 9 0 0</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		<b>3 8, 8 2 6</b>
	1 総 務 管 理 費	3 6, 9 5 9
2 後期高齢者医療広域連合納付金		<b>3, 1 1 2, 0 4 8</b>
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3, 1 1 2, 0 4 8
3 諸 支 出 金		<b>2, 9 2 6</b>
	1 償還金及び還付加算金	2, 9 2 6
4 予 備 費		<b>1 0 0</b>
	1 予 備 費	1 0 0
歳 出 合 計		<b>3, 1 5 3, 9 0 0</b>

# 介護保険事業特別会計

## 令和4年度長岡市介護保険事業特別会計予算

令和4年度長岡市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,327,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		<b>5,658,458</b>
	1 介護保険料	5,658,458
2 分担金及び負担金		<b>5,543</b>
	1 負担金	5,543
3 使用料及び手数料		<b>978</b>
	1 手数料	978
4 国庫支出金		<b>6,661,463</b>
	1 国庫負担金	4,789,088
	2 国庫補助金	1,872,375
5 支払基金交付金		<b>7,418,302</b>
	1 支払基金交付金	7,418,302
6 県支出金		<b>4,126,037</b>
	1 県負担金	3,973,959
	2 県補助金	152,070
	3 委託金	8
7 財産収入		<b>130</b>
	1 財産運用収入	130
8 繰入金		<b>4,455,171</b>
	1 一般会計繰入金	4,016,160
	2 基金繰入金	439,011
9 繰越金		<b>1</b>
	1 繰越金	1
10 諸収入		<b>917</b>
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑収入	817
歳入合計		<b>28,327,000</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		<b>382,764</b>
	1 総務管理費	209,682
	2 保険料徴収費	2,553
2 保険給付費		<b>26,963,227</b>
	1 介護給付費	26,948,512
	2 その他諸費	14,715
3 地域支援事業費		<b>975,354</b>
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	514,986
	2 包括的支援事業・任意事業費	459,096
4 基金積立金		<b>131</b>
	1 基金積立金	131
	5 諸支出金	<b>4,524</b>
6 予備費		<b>1,000</b>
	1 予備費	1,000
	歳出合計	<b>28,327,000</b>

# 診療所事業特別会計



## 令和4年度長岡市診療所事業特別会計予算

令和4年度長岡市の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ295,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、  
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		<b>143,916</b>
	1 使用料	135,576
	2 手数料	8,340
2 県支出金		<b>57,662</b>
	1 県補助金	57,662
3 財産収入		<b>252</b>
	1 財産運用収入	252
4 繰入金		<b>87,003</b>
	1 一般会計繰入金	87,003
5 繰越金		<b>1</b>
	1 繰越金	1
6 諸収入		<b>3,966</b>
	1 受託事業収入	1,943
	2 雑収入	2,023
7 市債		<b>2,700</b>
	1 市債	2,700
歳入合計		<b>295,500</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		<b>175,616</b>
	1 総務管理費	138,753
	2 診療所管理運営費	34,163
	3 診療所施設整備費	2,700
2 医療費		<b>115,189</b>
	1 医療費	115,189
3 公債費		<b>4,195</b>
	1 公債費	4,195
4 予備費		<b>500</b>
	1 予備費	500
歳出合計		<b>295,500</b>

## 第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療所施設等 整備事業	2,700	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。

# 浄化槽整備事業特別会計

## 令和4年度長岡市浄化槽整備事業特別会計予算

令和4年度長岡市の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田 達 伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		<b>491</b>
	1 分担金	491
2 使用料及び手数料		<b>14,336</b>
	1 使用料	14,336
3 国庫支出金		<b>989</b>
	1 国庫補助金	989
4 繰入金		<b>26,482</b>
	1 繰入金	26,482
5 繰越金		<b>1</b>
	1 繰越金	1
6 諸収入		<b>1</b>
	1 雑収入	1
7 市債		<b>9,600</b>
	1 市債	9,600
歳入合計		<b>51,900</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 浄化槽費		<b>40,519</b>
	1 浄化槽管理費	35,337
	2 浄化槽整備費	5,182
2 公債費		<b>11,181</b>
	1 公債費	11,181
3 予備費		<b>200</b>
	1 予備費	200
歳出合計		<b>51,900</b>

## 第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定地域生活排水 処 理 事 業	9,600	普通貸借 又 は 証 券 発 行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件による。銀行その他の場合は、 その債権者と協定する。ただし、 市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮もしくは繰上償還 又は借換えをすることができる。

# 下水道事業会計



## 令和4年度長岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度長岡市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 世 帯 数	105,800	世帯
(2) 年 間 総 処 理 水 量	45,300,000	m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	124,110	m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共下水道事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管渠整備事業</li> <li>・ ポンプ場整備事業</li> <li>・ 処理場整備事業</li> </ul> </li> <li>○ 特定環境保全公共下水道事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管渠整備事業</li> <li>・ 処理場整備事業</li> </ul> </li> <li>○ 農業集落排水事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管渠整備事業</li> <li>・ 処理場整備事業</li> </ul> </li> </ul>	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	事 業 収 益		10,047,000 千円
第 1 項	営 業 収 益		5,095,468 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		4,881,320 千円
第 3 項	特 別 利 益		70,212 千円
		支	出
第 1 款	事 業 費 用		10,047,000 千円
第 1 項	営 業 費 用		9,294,830 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		748,514 千円
第 3 項	特 別 損 失		2,656 千円
第 4 項	予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,320,600千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額208,732千円、過年度分損益勘定留保資金235,325千円、当年度分損益勘定留保資金2,676,543千円及び減債積立金200,000千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	5,031,200 千円
第1項 企業債	2,423,300 千円
第2項 国庫補助金	1,277,850 千円
第3項 他会計出資金	1,254,017 千円
第4項 負担金	73,652 千円
第5項 貸付金回収金	2,380 千円
第6項 固定資産売却代金	1 千円

支 出	
第1款 資本的支出	8,351,800 千円
第1項 建設改良費	3,831,378 千円
第2項 企業債償還金	4,517,042 千円
第3項 投資	2,380 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	平島中継ポンプ場設備更新事業	289,500	令和4年度	61,500
				令和5年度	228,000
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化センター監視制御設備更新事業	569,000	令和4年度	40,500
				令和5年度	528,500
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化センター汚泥濃縮設備更新事業	431,000	令和4年度	92,000
				令和5年度	339,000
資本的支出	建設改良費	小国浄化センター反応タンク設備更新事業	492,000	令和4年度	132,500
				令和5年度	359,500
資本的支出	建設改良費	寺泊浄化センター監視制御設備更新事業	227,000	令和4年度	61,000
				令和5年度	166,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	2,423,300	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	2,423,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 293,558 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 雨水処理に要する経費に対する負担金	1,278,084 千円
(2) 分流式下水道等に要する経費に対する補助金	645,357 千円
(3) 流域下水道の建設に要する経費に対する補助金	9,325 千円
(4) 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費に対する補助金	97,849 千円
(5) 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費に対する補助金	7,784 千円
(6) 不明水の処理に要する経費に対する補助金	44,408 千円
(7) 普及特別対策に要する経費に対する補助金	27,542 千円
(8) 緊急下水道整備特定事業に要する経費に対する補助金	3,005 千円
(9) 農業集落排水緊急整備事業に要する経費に対する補助金	4,412 千円
(10) 下水道事業債(特例措置分)の企業債利子に対する補助金	2,139 千円
(11) 臨時財政特例債の企業債利子に対する補助金	2,842 千円
(12) 補正予算債の企業債利子に対する補助金	357 千円
(13) 下水道事業債(広域化・共同化分)の企業債利子に対する補助金	132 千円
(14) その他下水道事業の支出に対する補助金	914,267 千円
合計	3,037,503 千円

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和4年度長岡市下水道  
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		10,047,000	
	1	営業収益	5,095,468	
		1 下水道使用料	3,817,132	
		2 他会計負担金	1,278,084	
		3 その他営業収益	252	
	2	営業外収益	4,881,320	
		1 他会計補助金	1,759,419	
		2 国庫補助金	51,750	
		3 県補助金	8,000	
		4 長期前受金戻入収益	2,985,121	
		5 雑収益	77,030	
	3	特別利益	70,212	
		1 固定資産売却益	10	
		2 過年度損益修正益	70,199	
		3 その他特別利益	3	

事業会計予算実施計画  
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		10,047,000	
	1	営業費用	9,294,830	
		1 管渠費	551,653	
		2 ポンプ場費	80,843	
		3 処理場費	1,513,323	
		4 流域下水道維持管理負担金	549,016	
		5 業務費	290,011	
		6 総係費	204,263	
		7 減価償却費	6,070,721	
		8 資産減耗費	35,000	
	2	営業外費用	748,514	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	668,514	
		2 消費税及び地方消費税	80,000	
	3	特別損失	2,656	
		1 固定資産売却損	10	
		2 過年度損益修正損	2,240	
		3 その他特別損失	406	
	4	予備費	1,000	
		1 予備費	1,000	

## 資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			5,031,200	
	1 企業債		2,423,300	
		1 企業債	2,423,300	
	2 国庫補助金		1,277,850	
		1 国庫補助金	1,277,850	
	3 他会計出資金		1,254,017	
		1 他会計出資金	1,254,017	
	4 負担金		73,652	
		1 工事負担金	28,000	
		2 受益者負担金	40,152	
		3 受益者分担金	5,500	
	5 貸付金回収金		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金回収金	2,380	
6 固定資産売却代金		1		
	1 固定資産売却代金	1		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			8,351,800	
	1 建設改良費		3,831,378	
		1 事務費	131,769	
		2 資産購入費	5,990	
		3 管路整備費	1,558,800	
		4 ポンプ場整備費	1,553,042	
		5 処理場整備費	392,600	
		6 流域下水道建設負担金	189,177	
	2 企業債償還金		4,517,042	
		1 企業債償還金	4,517,042	
	3 投資		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金	2,380	
	4 予備費		1,000	
1 予備費		1,000		

# 水道事業会計

## 令和4年度長岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度長岡市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	108,800 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	32,665,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	89,493 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 浄水施設整備事業</li> <li>◦ 送配水管整備事業</li> <li>◦ 送配水施設整備事業</li> </ul>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		5,958,300 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,416,841 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		541,438 千円
第 3 項 特 別 利 益		21 千円
支		
出		
第 1 款 事 業 費 用		5,520,800 千円
第 1 項 営 業 費 用		5,203,083 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		306,580 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,137 千円
第 4 項 予 備 費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,397,700千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額313,512千円、当年度分損益勘定留保資金1,823,583千円及び減債積立金1,260,605千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,780,200 千円
第1項 企業債	1,554,600 千円
第2項 国庫補助金	30,000 千円
第3項 出資金	67,272 千円
第4項 工事負担金	128,317 千円
第5項 固定資産売却代金	11 千円

支 出	
第1款 資本的支出	5,177,900 千円
第1項 建設改良費	3,661,874 千円
第2項 企業債償還金	1,501,477 千円
第3項 国庫補助金返還金	4,549 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場1系沈でん池緩速攪拌機更新事業	220,000	令和4年度	160,000
				令和5年度	60,000
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場配水ポンプ更新事業	78,000	令和4年度	50,000
				令和5年度	28,000
資本的支出	建設改良費	寺泊ポンプ場電気設備更新事業	20,000	令和4年度	5,000
				令和5年度	15,000
資本的支出	建設改良費	東が丘配水池流入弁更新事業	48,000	令和4年度	7,000
				令和5年度	41,000
資本的支出	建設改良費	大島ポンプ場送水ポンプ更新事業	80,000	令和4年度	30,000
				令和5年度	50,000
資本的支出	建設改良費	上除配水池送水管分岐事業	103,000	令和4年度	49,000
				令和5年度	54,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道施設整備事業	1,554,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	1,554,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1,043,336 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 西部丘陵水道建設事業に伴う企業債利子補助	1,888 千円
(2) 大積地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	1,045 千円
(3) 太田地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	3,689 千円
(4) 西部丘陵東地区配水管整備事業に伴う企業債利子補助	193 千円
(5) 西部丘陵東地区産業ゾーン(第2期)配水管布設事業に伴う企業債利子補助	152 千円
(6) 児童手当に対する負担金	5,400 千円
合計	12,367 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、63,666千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
工具・器具及び備品	ガスクロマトグラフ-質量分析装置	2台

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和4年度長岡市水道  
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		5,958,300	
	1	営業収益	5,416,841	
		1 給水収益	5,059,508	
		2 加入金	91,703	
		3 下水道受託収益	230,241	
		4 その他営業収益	35,389	
	2	営業外収益	541,438	
		1 受取利息及び配当金	211	
		2 他会計補助金	12,367	
		3 長期前受金戻入収益	495,079	
		4 雑収益	33,781	
	3	特別利益	21	
		1 固定資産売却益	10	
		2 過年度損益修正益	11	

事業会計予算実施計画  
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		5,520,800	
	1	営業費用	5,203,083	
		1 原水及び浄水費	1,103,839	
		2 配水費	715,223	
		3 給水費	296,662	
		4 業務費	343,853	
		5 総係費	345,502	
		6 減価償却費	2,241,960	
		7 資産減耗費	156,044	
	2	営業外費用	306,580	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	202,097	
		2 雑支出	4,483	
		3 消費税及び地方消費税	100,000	
	3	特別損失	1,137	
		1 固定資産売却損	37	
		2 過年度損益修正損	1,100	
	4	予備費	10,000	
		1 予備費	10,000	



## 資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			1,780,200	
	1 企業債		1,554,600	
		1 企業債	1,554,600	
	2 国庫補助金		30,000	
		1 国庫補助金	30,000	
	3 出資金		67,272	
		1 出資金	67,272	
	4 工事負担金		128,317	
1 工事負担金		128,317		
5 固定資産売却代金		11		
	1 固定資産売却代金	11		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			5,177,900	
	1 建設改良費		3,661,874	
		1 事務費	118,660	
		2 資産購入費	75,694	
		3 原浄水施設費	815,140	
		4 給配水施設費	2,651,863	
		5 業務施設費	517	
	2 企業債償還金		1,501,477	
		1 企業債償還金	1,501,477	
	3 国庫補助金返還金		4,549	
		1 国庫補助金返還金	4,549	
	4 予備費		10,000	
		1 予備費	10,000	

# 簡易水道事業会計

## 令和4年度長岡市簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度長岡市簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	2,600 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	919,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	2,518 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 浄水施設整備事業</li> <li>◦ 配水管整備事業</li> <li>◦ 送配水施設整備事業</li> </ul>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	事 業 収 益		511,900 千円
第 1 項	営 業 収 益		144,745 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		367,144 千円
第 3 項	特 別 利 益		11 千円
		支	出
第 1 款	事 業 費 用		511,900 千円
第 1 項	営 業 費 用		486,319 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		19,703 千円
第 3 項	特 別 損 失		5,378 千円
第 4 項	予 備 費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額196,300千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,692千円、過年度分損益勘定留保資金9,417千円、当年度分損益勘定留保資金157,606千円及び減債積立金20,585千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	268,300 千円
第1項 企業債	263,800 千円
第2項 工事負担金	4,500 千円
支 出	
第1款 資本的支出	464,600 千円
第1項 建設改良費	274,563 千円
第2項 企業債償還金	189,537 千円
第3項 予備費	500 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設整備事業	263,800	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	263,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 60,954 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 建設事業等に伴う企業債利子補助	19,607 千円
(2) その他簡易水道事業の支出に対する補助	258,277 千円
(3) 児童手当に対する負担金	1,116 千円
合 計	279,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,417千円と定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和4年度長岡市簡易水道  
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		511,900	
	1	営業収益	144,745	
		1 給 水 収 益	138,798	
		2 受 託 工 事 収 益	115	
		3 加 入 金	198	
		4 下 水 道 受 託 収 益	3,553	
		5 そ の 他 営 業 収 益	2,081	
	2	営業外収益	367,144	
		1 他 会 計 補 助 金	279,000	
		2 長 期 前 受 金 戻 入 収 益	85,150	
		3 雑 収 益	2,993	
		4 消 費 税 及 び 地方消費税還付金	1	
	3	特別利益	11	
		1 過 年 度 損 益 修 正 益	11	

事業会計予算実施計画  
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		511,900	
	1	営業費用	486,319	
		1 原 水 及 び 浄 水 費	124,842	
		2 配 水 費	81,806	
		3 給 水 費	19,333	
		4 受 託 工 事 費	110	
		5 業 務 費	3,749	
		6 総 係 費	13,681	
		7 減 価 償 却 費	230,645	
		8 資 産 減 耗 費	12,153	
	2	営業外費用	19,703	
		1 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	19,639	
		2 雑 支 出	64	
	3	特別損失	5,378	
		1 過 年 度 損 益 修 正 損	330	
		2 そ の 他 特 別 損 失	5,048	
	4	予備費	500	
		1 予 備 費	500	

## 資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			268,300	
	1 企業債		263,800	
		1 企業債	263,800	
	2 工事負担金		4,500	
		1 工事負担金	4,500	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			464,600	
	1 建設改良費		274,563	
		1 原浄水施設費	99,710	
		2 給配水施設費	174,853	
	2 企業債償還金		189,537	
		1 企業債償還金	189,537	
	3 予備費		500	
1 予備費		500		